

「建設工事配置技術者の取扱いについて」の一部改正について

1 一部改正の背景

運用基準を令和5年6月1日に改正することに併せて、該当箇所について改正を行う。

2 一部改正の内容

(1) 「②予備の配置予定技術者の取扱いについて」に下記の注意書きを加える。

【注意】議了後に本契約を確実に締結できるよう、落札決定の段階で手持ち工事のない技術者を少なくとも一人は確保する必要がある。そのため、同時期の議会の承認が必要となる案件において、2件以上落札候補者となったとき、議了後に本契約を締結することができなくなるおそれがある配置予定技術者で2件目以降の入札参加資格申請があった場合、2件目以降の案件は失格とする。

3 施行期日

令和5年6月1日